

としはる通信

2014. 12

No. 47

編集、発行
川村 俊治
〒258-0201
山北町向原
17-10

TEL 75-0928
E-Mail t-
kawamu@mvd.
biglobe.ne.jp



ごあいさつ

今年の漢字は「税」で決まりましたが、皆様はどのような感じをお持ちでしょうか。

今まで経験したことがない雨や雪による、心を痛める災害が各地で起きています。これら災害を忘れることなく、一人一人の防災への取り組みが大切だと改めて感じます。

年の瀬を迎え、皆様におかれましてはご健勝にお過ごしでしょうか。

さて、12月3日から8日までの6日間、平成26年山北町議会第4回定例会が開催されました。主な議題は条例の制定6件でした。

速報としていつものようにお知らせしてまいります。ご一読いただいでご意見などお寄せいただきませうようお願い申し上げます。

議員定数は14に

次回選挙も定員は変わらず

議員定数を2減じて12とする議員発議が原憲司議員と瀬戸恵津子議員からありました。理由は①人口1000人に対し議員1名、②町の財政状況が悪い、③近隣4町は減じている、④町民の声がある。というものです。

反対討論は9議員が行いました。

府川輝夫、藤原浩、石田照子、小栗直治、鈴木登志子、渡辺良孝、熊澤友子、瀬戸顯弘、川村俊治の各議員からでした。理由は、①過去3年間議会改革の議論を続けてきて、議員定数についても方向性を出している、②議会は委員会中心に専門的な調査や審査を行うべきで委員会の必要数(7~8)を確保すべきだ、③近隣市町の動向に左右されると削減のスパイラルになる、④地方議会改革を指導する大学教授も削減ではなく、質の向上を求めている等々です。

採決の結果、賛成2、反対11で否決されました。

私の反対討論は次の通りです。

行政改革の一環として議員定数を減らせ。議員は何をやっているのかわからない、議員数を減らせ。という町民の声があるのは承知しています。人口1000人に対して議員は一人でよいという根拠のない数字を挙げる人もいます。

現在は、地域主権改革関連法案が成立し、地方分権が進んできており、地方議会の必要性が強まってきています。一例をあげれば、本日、委員会報告があったように、各自治体において条例を制定する必要が生じています。これを審議するのは議会の役目です。地方自治に詳しい大学の先生も、議員の量的削減は議会の向上を目指すべきだ、と指摘しています。

私たちは平成23年の選挙で当選して以来、議会改革について話し合

ってきました。当然、議員定数についても議題としてきました。

二元代表制の片側として執行者と対抗しうる能力の向上、執行者に対するチェック機能だけでなく条例や政策立案能力をつける。そして合議制の議会は、いろんな意見の人がいて民意を反映することが必要である。そのような観点から議会のあり方を論じてきました。

議会は専門的な調査や審査が行える委員会中心の運営を行うべきで、委員会が機能する人数の確保が必要です。1委員会あたりの数は7~8人が適当であるといわれており、私もその意見に賛成です。

定数を論じる過程において、山北町は地域が分散しており、地域の問題は地域の間が一番理解できるし、住民の声を反映できる。近隣市町の場合、根拠のない削減要求で議員定数を決めれば削減のスパイラルとなり、議会が機能しなくなるという意見がありました。これらは的を射た意見であると考えます。また、平成18年3月議会で定数を18から14に減じた時も、山北町にとって必要最小限の人数として14にした経緯があります。議会費が8375万円から1億339万円に増えたとの指摘がありますが、これは既に退職した議員の年金を各自治



川村としはる (俊治)

体で予算化するようにした国の政策であり、地方交付税で措置されることになっていきます。町で全額を負担するものではありません。

議会改革は地域民主主義を確立していくことであり、最小の資源で最大の効率を上げるといいう行政改革とは異なります。

議会が町民に見える活動をする。そして、議会の必要性を町民が納得し、信頼される議会にするというところで、この3年間議会改革に取り組んできました。今は、議会改革の方向性を決めればかりであり、今後これを実践して、町民との信頼関係を確固たるものにする議会に変わっていかねばなりません。

他市町の動向や行政改革の考え方にとらわれることなく、将来にわたって山北町のことを考えた議員定数にしていかねばなりません。議員の任期は4年です。将来の議員が私たちの活動に賛同できるような確たる考えで、責任の持てる議員定数を論じるべきであります。以上により、私は現在の山北町においては現状の14を進めるべきと考えます。

従って、発議第3号山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案に反対します。

職員給与を引上げ

職員給与が、7年ぶりに人事院勧告に基づいて引き上げられます。11月21日に臨時議会があり、条例の改正と補正予算の提案があり、提案通り可決されました。

骨子は、民間給与との差を埋めるため、俸給を0.3%引上げ、ボーナス支給率を3.95月分から4.10月分に改正します。他に通勤手当も若干の増加があります。これに要する費用は平成26年度で約2700万円です。

国民健康保険税の値上げ

国民健康保険税が平成27年度から15%値上げになります。

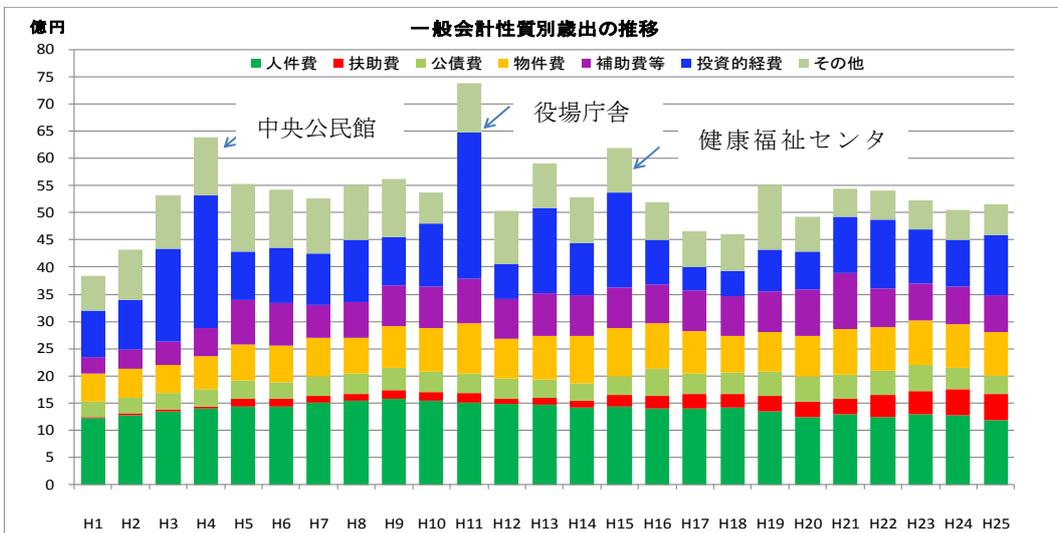
平成24年度に15%の値上げをしましたが、保険給付費は毎年増加しています。国民健康保険事業特別会計へは、一般会計から約1億円を繰り入れていた状態で、財政運営健全化のために値上げが必要と説明がありました。

今回の値上げにより平均家庭での負担は16,100円が18,600円になります。

今後は歳出削減のために、ジェネリック薬の使用促進、健康づくり、特定健診や人間ドックの受診で病気の早期発見に取り組み予定です。

町の財政の推移

毎年決算時期には町の財政状況をお知らせしていますが、今回は平成元年度から平成25年度までの一



般会計における、性質別歳出状況をお知らせします。平成4年度、11年度、15年度は投資的経費が増え、予算規模が大きくなっていますが、中央公民館、役場庁舎、健康福祉センターをそれぞれ建設した年度です。この年度の歳入(表示していません)を見ると、町債(借金)とともに、基金からの繰入金が増えていきます。建設のための積立を行っていたことがわかります。

サンライズ東山北(平成16年度)、サンライズ山北(平成25年度)の建設は、町以外の企業体が建設したものを町が購入する形になっていますので、その年度で突出した全額を支出することにはなっていない。債務負担行為で、毎年予算化して返済することになっています。わかりやすくいえば、車をローンで購入して、毎月返済しているのと同じ形です。扶助費は毎年伸びていることがわかります。物件費や補助費等も大きく伸びてはいますが、経常収支比率を押し上げる要因にはなっていません。